

㊸の地点	㊸の地点から9度54分00秒	10.76メートルの地点
㊹の地点	㊸の地点から20度53分33秒	11.36メートルの地点
㊺の地点	㊹の地点から28度38分45秒	12.93メートルの地点
㊻の地点	㊺の地点から42度16分25秒	5.20メートルの地点
㊼の地点	㊻の地点から42度32分36秒	10.72メートルの地点
㊽の地点	㊼の地点から35度20分26秒	15.21メートルの地点
㊾の地点	㊽の地点から37度18分14秒	1.32メートルの地点
㊿の地点	㊾の地点から6度50分02秒	12.69メートルの地点
㊸の地点	㊿の地点から14度22分53秒	14.09メートルの地点
㊹の地点	㊸の地点から15度04分07秒	5.39メートルの地点
㊺の地点	㊹の地点から355度23分32秒	6.72メートルの地点
㊻の地点	㊺の地点から346度54分29秒	4.42メートルの地点
㊼の地点	㊻の地点から344度44分42秒	1.14メートルの地点
㊽の地点	㊼の地点から316度44分09秒	1.17メートルの地点
㊾の地点	㊽の地点から333度12分46秒	11.54メートルの地点
㊿の地点	㊾の地点から342度04分19秒	3.57メートルの地点
㊸の地点	㊿の地点から326度43分13秒	24.40メートルの地点

(3) 面積

17,738.37平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地

5 出願年月日

平成17年1月7日

6 関係図書の縦覧場所

熊本県土木部河川課、天草地域振興局土木部維持管理課及び新和町役場建設課

熊本県告示第173号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に定める土地区画整理事業の実施に伴い、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨菊陽町長から届出があった。

上記の届出に係る字の区域の変更は、当該事業に係る換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成17年2月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

変更前の字の名称		区 域	変更後の字の名称	
大字名	小字名		大字名	小字名
大津久礼	字 平ノ上	1の3、1の4、2の2、35の2、36の2、47の2、48の2、50の2及びこれらの区域に隣接する道路である町有地の全部並びに48の2、50の2に隣接する道路である国有地の全部	大津久礼	字 村ノ上
大津久礼	字 平ノ上	120の4、120の6及びこれらの区域に隣接する道路である町有地の全部並びに120の1、123の1、123の2、123の3、124の1、124の2及びこれらの区域に介在する道路に隣接する道路である町有地の全部	大津久礼	字 村ノ上
大津久礼	字 上屋敷	432、433の14、433の15、433の39及びこれらの区域に介在する道路に隣接する道路である町有地の全部	大津久礼	字 村ノ上
大津久礼	字 中屋敷	565の6、566、字上屋敷433の15、433の16、433の40及びこれらの区域に介在する道路に隣接する道路である町有地の全部	大津久礼	字 村ノ上
大原水	字 南下原	1322の1の一部、1323の4、1366の2、1367の8及びこれらの区域に隣接介在する道路である町有地の全部並びに1367の1、1367の4、1367の9に隣接する道路である町有地の全部	大津久礼	字 村ノ上
大津久礼	字 村ノ上	143の5の一部、175の1の一部、176の一部、177の1から177の3までの各一部、182の一部、183から186まで、187の一部、194の一部、197の1の一部、197の2の一部、198の1から198の5まで、199の1、199の2、200の1から200の3まで、201、202の1の一部、202の2の一部、	大津久礼	字 宮ノ上